

# 居宅介護支援 重要事項説明書

令和 6 年 11 月 1 日現在

## 1. 事業者（法人）の概要

事業所（法人）名	医療法人 明石会
所在地	大分県佐伯市長島町2丁目18-24
連絡先	0972-23-8877
代表者名	理事長 曾根 勝

## 2. 居宅介護支援事業所ひとときの概要

### (1) 居宅介護支援事業所の指定番号および提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所ひととき
事業所の所在地	大分県佐伯市長島町2丁目18-24
介護保険指定番号	居宅介護支援 (4470501646)
連絡先	070-6440-6380
管理者	岩本 由美

### (2) 同事業所の職員体制

	常勤	業務内容
管理者	1名（専従/兼務）	事業所の職員・業務の管理
介護支援専門員	3名以上	居宅介護支援業務

### (3) 営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日	土曜日
営業時間	8:30～17:30	8:30～12:30
休日	日曜・祝日（8/13～8/15及び12/31～1/3）	

※電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとり、必要に応じて利用者等の相談に応じます。  
各介護支援専門員対応可

### (4) サービスを提供する実施地域

サービスを提供する実施地域	佐伯市
---------------	-----

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

## 4 事業の目的及び運営の方針

### (1) 事業の目的

医療法人明石会が設置する居宅介護支援事業所ひととき（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護の提供を確保することを目的とする。
--

## (2) 運営の方針

1. 指定居宅介護支援においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。
2. 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
3. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
4. 事業所は、利用者の利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
5. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
6. 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努める。
7. 前6項のほか、「佐伯市指定居宅介護支援事業所の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」(佐伯市条例第21号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

## 5 居宅介護支援内容

### (1) 指定居宅介護支援の内容

1. 居宅サービス計画の作成
2. 居宅サービス事業者、医療機関等との連携・調整
3. サービス実施状況の把握・評価
4. 利用者状態の把握
5. 給付管理
6. 要介護認定申請に対する協力・援助
7. 介護保険施設への紹介
8. 相談業務

### (2) オンラインモニタリングについて

1. 利用者の同意を得る
2. サービス担当者会議において次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
  - ・ 利用者の状態が安定していること
  - ・ 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができる事(家族の支援を含む)
  - ・ テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
3. 少なくとも2月に1回(介護予防支援の場合は6月1回)は利用者宅の居宅を訪問すること。

同意欄	説明
	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
	2か月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
	感染症が流行している状況でも、非接触での面会が可能になります。
	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことからサービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

## 6 利用料金 ※居宅介護支援料金については別紙記載

### (1) 介護保険給付対象サービス

指定居宅介護支援事業を実施した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅支援事業者が法定代理受領（法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を直接受領すること）である時は無料とする。

利用者の滞納の為、法定代理受領ができなく

なった場合、要介護度に応じて下記の金額（1か月あたり）をいただき「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、保険者の窓口へ提出することで、全額払い戻しを受けることができます

### (2) 交通費について

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合、通常の事業実施地域を越えた地点から交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合は片道10km以上に付き110円いただきます。

### (3) 解約料について

利用者は契約を解約することができ、解約料は一切かかりません。

## 7 相談・苦情の窓口

### (1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

相談・苦情の担当者	ひととき 管理者 岩本 由美
連絡先	070-6440-6380
受付時間	月～金曜日 8:30～17:30/ 土曜日 8:30～12:30

### (2) その他の相談窓口

佐伯市高齢者福祉課介護保険係	0972-22-3117
大分県国民健康保険団体連合会	097-534-8475
大分県福祉サービス運営適正化委員会	097-558-0300

## 8 秘密保持

1. 事業者の介護支援専門員および事業者の使用するのは、サービス提供をする上で知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
3. 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

## 9 個人情報取り扱いについて

1. 事業所は、利用者及び家族の個人情報の管理について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を守って適切な取扱いを行います。
  2. 事業者が知り得た利用者及び家族の個人情報については、原則的にサービス調整等の目的以外には利用しません。
    - ①介護保険サービスを円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議に必要な場合。
    - ②介護支援専門員と介護サービス事業者との連絡調整及びサービス事業所間の連絡調整に必要な場合。
    - ③サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等の場合。
    - ④利用者に病状の急変が生じた場合の主治医への連絡の場合。
    - ⑤利用者の心身の状況などを家族に説明する場合。
    - ⑥介護保険事務に関する情報提供の場合。
    - ⑦地域包括支援センターが主催する地域ケア会議に事例提供する場合。
- 外部への情報提供については必要に応じて利用者及び家族又はその代理人の了承を得ます。

## 10 事故発生時の対応

1. 事故が発生した場合は、利用者に対し、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに家族等及び関係諸機関に事故発生状況及び今後の対応等について報告いたします。
2. 事故等により要介護認定に影響する可能性のある場合には市町村（保険者）に事故の概要を報告いたします。
3. 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
4. 事業者は、自己責任に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。
  - ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が生じた場合。
  - ② 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が生じた場合。
  - ③ 契約者が急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
  - ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して障害が発生した場合

## 11 医療との連携

1. 居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください。
2. 介護支援専門員は、居宅サービス事業所から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師薬剤師に必要な情報伝達を行います。
3. 介護支援専門員は利用者が訪問看護や通所リハビリテーション等の医療系サービスを希望した場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めることとする。この場合において、介護支援専門員は作成した該当のサービス計画書を主治の医師又は歯科医師に交付します。

## 1.2 公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者を求める事が出来ます
-----------	--

## 1.3 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持、人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。	
1. 虐待防止委員会の開催	
2. 高齢者虐待防止のための指針の整備	
3. 虐待防止研修の実施	
4. 専任担当者の配置	
虐待防止に関する担当者	

## 1.4 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。
--

## 1.5 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。	
1. 感染対策委員会の開催	
2. 感染症及びまん延防止のための指針	
3. 感染症及びまん延防止のための研修及び研修の実施	
4. 専任担当者の配置	
感染防止に関する担当者	

## 1.6 身体拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
--

## 1.7 重要事項の説明日

この重要事項の説明年月日	令和            年            月            日
--------------	---

指定居宅介護支援サービスの開始にあたり、利用者に対して重要事項を交付の上、居宅介護支援サービス利用及び重要事項の説明を行いました。

所在地	佐伯市長島町2丁目18-24
事業所名	居宅介護支援事業所 ひととき
説明者氏名	

私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、その内容を同意の上本書面を、受領しました。

利用者	住所	
	氏名	印

家族 (代理人)	住所	
	氏名	印

## 基本報酬

居宅介護支援費	要介護1～2	1086単位 / 月	基本の額に特定事業所加算Ⅱ【421単位/月】を加えた額です
	要介護3～5	1411単位 / 月	

※利用者の数は、45未満とする。

(要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1とする。)

## 加算について

加算名称	料金(単位数)	
初回加算	300単位	① 新規に居宅サービスを作成する場合 ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅介護サービス計画を作成する場合 ③ 要介護状態区分が2区以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日または翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。
退院・退所加算(Ⅰ)	イ 450単位	病院若しくは診療所に入院又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成した場合。入院又は入所期間中につき1回を限度とする。初回加算算定の場合は当該加算を算定しない
	ロ 600単位	
退院・退所加算(Ⅱ)	イ 600単位	
	ロ 750単位	
退院・退所加算(Ⅲ)	900単位	
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	
通院時情報連携加算	50単位	利用者が病院または診療所において医師又は歯科医師等の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。 1月に1回を限度に算定
特定事業所加算(Ⅰ)	519単位	要件あり
特定事業所加算(Ⅱ)	421単位	要件あり
特定事業所加算(Ⅲ)	323単位	要件あり
特定事業所加算(A)	114単位	要件あり

